

米国特許出願の Allowance rate と未審査滞貨

2014年09月08日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許出願の平均の Allowance rate は、1996 年には約 70% でしたが、2005 年には約 40% にまで低下しました。後述するように、ブッシュ政権からオバマ政権へ移行し、Kappos 氏が USPTO の長官に就任して以降、Allowance rate は上昇傾向にあります。

2014 年 7 月現在で USPTO が公表しているデータによれば、UPR (Utility, Plant, and Reissue Patent Applications) の Allowance rate は **52.1%** です。但し、**この統計データは、RCE や再出願を含んでいません。**たとえば、RCE を含む場合、UPR の Allowance rate は 70.3% に跳ね上がります。

米国特許プラクティスにおいて、確実に特許取得をするために、継続出願、一部継続出願、分割出願等の再出願、及び／又は RCE 手続を行うことは有効な措置と考えられ、広く一般に利用されています。これらの措置は、Allowance rate に大きく影響するものであり、公表されている統計データのなかには、上記 RCE や再出願に対して補正された Allowance rate を示しているのか否かが不明な場合も少なくありません。

継続出願、一部継続出願、分割出願等の再出願、及び／又は RCE 手続は、また、出願の未審査滞貨を増大させている主要原因にもなっています。

これらのことを踏まえて、Allowance rate と未審査滞貨について、以下に、説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）

部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.